

九州朝日放送株式会社からの意見書について

- P 1 . . . 大分ケーブルテレコム株式会社からの裁定申請について
- P 1 5 . . . シーティービーメディア株式会社からの裁定申請について
- P 2 9 . . . 株式会社ケーブルテレビ佐伯からの裁定申請について
- P 4 3 . . . 大分ケーブルネットワークからの裁定申請について



5-1

312

九朝技第7950号

平成19年4月27日

総務大臣

菅義偉 殿

郵便番号 810-8571

住所 福岡市中 [REDACTED] 1-1

氏名 九州朝 [REDACTED] 株式会社

代表取締役 [REDACTED] 藤 [REDACTED]

電話番号 092-721-1234

総務大臣の再送信同意裁定に関する意見書

大分ケーブルテレコム株式会社から平成19年3月23日付で有線テレビジョン放送法(昭和47年法律第114号)第13条第3項の規定に基づき提出された総務大臣の裁定の申請に関し、同条第4項の規定により、下記の事項について、1 当社の名称及び代表者の氏名並びに住所 を記載の上、以下について意見を申し述べます。

記

- 1 当社の名称及び代表者の氏名並びに住所
- 2 有線テレビジョン放送法第13条第2項本文の同意をしない理由
- 3 本件に関する協議の経過
- 4 その他参考となる事項

1. 当社の名称及び代表者の氏名並びに住所

社名 九州朝日放送株式会社
代表者 権藤 満
住所 〒810-8571 福岡市中央区長浜 1-1-1
電話 092-721-1234

2. 有線テレビジョン放送法第13条第2項本文の同意をしない理由

当社は、現行の法制度上の県域免許に基づき、免許地域に対する放送事業を行っている。

当社の報道取材・番組制作・番組編成・営業活動等は、福岡県内の視聴者に対する情報提供を主たる目的としている。

当社が、県域放送を基本とする現行の放送制度の枠組みの中で事業を営んでいる一方、ケーブルテレビ事業者の区域外再送信を安易に容認していくことは、放送制度の整合性を損なうと考える。

当社は「県域放送」という原理原則に立って、大分ケーブルテレコム株式会社（以下「OCT社」という。）の区域外再送信の申し入れに同意しないこととする。

理由の詳細は、以下の通り。

①「デジタル放送の再送信は、区域外再送信も含めアナログ放送からの移行」との主張

OCT社の主張

デジタル放送の再送信は、「国策としてのアナログ放送からデジタル放送への移行」に伴うものであり、区域外再送信についても、引き続き、デジタル放送による再送信を実施することが、視聴者に対する責務。

当社の意見

放送事業者に与えられている免許は、アナログ放送とデジタル放送では別物。

アナログ放送の免許が与えられているからといって、即、デジタル放送の免許が与えられているわけではない。

デジタル放送の免許は、設備面、技術面などデジタル放送技術の一定要件を満たした上で与えられている。

そのために、当社をはじめ、放送事業者は、多額のデジタル設備投資を行いアナログ放送からデジタル放送への移行に取り組んでいる。

当社のデジタル投資の総額は、アナログ放送が終了する平成23年までに●億円に達する。

この数字にしてもさまざまな当社独自の創意工夫や社員・関係者の努力によって、当初●●億円を超える投資計画であったものが、ここまで圧縮できた結果である。

しかも、●●億円は当社の年間の営業収益の二分の一にあたる巨額なものである。

つまり、一般的に言う「デジタル化は放送局をもう一つ作ったようなものだ」ということは、まさに、投資面からも言えることであり、漫然とアナログからデジタルへ移行しようとしている訳ではない。

また、免許要件が異なる以上、「デジタル放送の免許は新しい免許」と考えるのが妥当で、区域外再送信の同意の可否についても、アナログ放送とデジタル放送は、個別に検討する必要がある。

従って、アナログ放送の区域外再送信に対する同意が、即、デジタル放送の区域外再送信の同意とはならない。

OCT社（旧 大分ケーブルテレビ放送株式会社）は、当社に対して平成3年に同意申請を行なった。

この申請については、当時、系列局がなく、いわゆる少数局地域における系列格差を是正する意味から、同意することとし、平成3年12月1日から平成6年3月31日までを同意期間とした。

この間、系列局の大分朝日放送株式会社（以下「OAB」という。）が平成5年10月1日に開局したが、OCT社に対しては、上記の通り、同意期間中であったため、当社内では平成6年3月末の更新時期に再度、話し合うこととしていた。

しかしながら、OCT社からその後、更新の申請がなく、昨年11月になって、同意申請が行われた。

当社としては、アナログ放送の区域外再送信については、平成23年7月のアナログ放送終了までに期間が限定されることから再同意に応じた。

②「同意については著作権法上の許諾は不要」との主張

OCT社の主張

区域外再送信の同意と著作権法上の許諾については、全く別の制度であり、同意について著作権法上の許諾は必要ではない。又、同意があれば著作権法上の許諾があるともいえない。

当社の意見

平成19年3月8日参議院予算委員会で行われた白 眞勲議員と伊吹 文明文部科学大臣の質疑応答は、以下の通り。

（白 議員）

「ケーブルテレビ会社がですね、放送局の制作した番組を勝手に流した場合というのは、著作権法違反と言うことになるのでしょうか。」

(伊吹大臣)

「先生ご承知のように、著作権法の99条というのがございまして、ここには、放送事業者は、その放送を受信してこれを再放送し、又は有線放送する権利を専有する、とございます。従って、ケーブルテレビ局がですね、放送事業者の専有をしている権利を対価を払わずに、侵すということは、これは、明らかに、法律違反だと思います。」

OCT社は、「再送信に際し、放送法上の同意があれば、著作権法上の許諾は必要なく、あるいは、放送法上の同意があってもそれは著作権法上の許諾ではない」と主張している。

しかしながら、大臣答弁を待つまでもなく、著作権法第99条にある「放送事業者は、その放送を受信してこれを再放送し、又は有線放送する権利を専有する」との規定により、再送信の際の著作隣接権が放送事業者にあることは明らかである。

従って、ケーブルテレビ事業者が再送信するに際して、著作隣接権を有する放送事業者からの許諾がなければ、それが違法状態であることは明らかである。

区域外再送信の同意に際し「著作権法上の許諾は不要」とするOCT社の主張は重大な事実誤認といわざるを得ない。

③ 当社への経営的な影響について

OCT社の主張

「経営に悪影響を与える」については、同意しないことの正当理由（第104回国会・衆議院・通信委員会における5つの基準）の基準に合致していないことや、自社都合的な理由により区域外再送信の同意をしないことは権利の濫用。

当社の意見

(ア) 経営に対する影響

当社及びテレビ朝日系列九州ブロック各局が推進している九州ブロック番組には、レギュラー番組・単発番組がある。

結果、当社の年間のブロック番組総収入はレギュラー番組と単発番組を合わせて XXXXXXXXXX 円（以下、すべて消費税別。）となっている。

平成17年度の当社のブロック番組は、同時時間帯で放送している6つのレギュラー番組以外にも、「フジパンカップ少年サッカー」、「とっても健康らんど」、「玄海旗柔道」、「朝日駅伝」など数多くあり、大分地区ではすべてOABが系列局として受け局となっている。

これらの番組について、当社でブロックセールスを行う場合、大分地区については、OABの視聴率を唯一の営業データとしている。

従って、OABの視聴率が、当社の区域外再送信を含むケーブルテレビなどの「その他視聴率」により目減りすることは、当社の営業セールス上、大きな打撃となる。

ましてや、当社の区域外再送信により、OABが、ブロック番組そのものに対する意義を失い、ブロック番組の受け局から離脱する選択をした場合、当社の損害は計り知れない。これを、平成18年度のブロック番組の実績で試算すると、OABが離脱した場合、当社は、年間で[REDACTED]円の売り上げを失う。

そればかりか、系列強化という大義を失うことになり、経営上、大きな影響は免れない。

尚、OABが、当社制作のブロック番組から離脱した場合の「営業売上予測シミュレーション」については、添付の資料1を参照頂きたい。

(イ) 有線テレビジョン放送法「大臣裁定」における判断基準について

有線テレビジョン放送法第13条第5項は、「総務大臣は、放送事業者がそのテレビ放送の再送信に関する同意をしないことにつき正当な理由がある場合を除き、当該同意すべき旨の裁定をするものとする」と定めている。

また、「正当な理由」については、同法改正案を審議した昭和61年第104国会・衆議院通信委員会で示された「5つの基準」が、その判断基準とされている。

- (i) 放送番組が放送事業者の意図に反して、一部カットして放送される場合
- (ii) 放送事業者の意図に反して、番組が異時再送信される場合
- (iii) 再送信のチャンネルが別の番組に使われて混乱を起こす場合
- (iv) ケーブルテレビ事業者としての適格性に問題がある場合（ケーブルテレビ施設が確実に設置できる見通しが無い、施設設置の資金的基礎が十分でない等）
- (v) ケーブルテレビの技術レベルに問題がある場合（送受信技術レベルが低く良質な再送信が期待できない）

この判断基準が示された昭和61年当時は、全国的にも民放3局以下の少数局地域が多く、また、ケーブルテレビ事業者の大半が経営的にも設備面でも小規模だった。

そのため、「5つの基準」は、放送事業者の意図や権利が害されることなく、視聴者に対する情報格差の是正とケーブルテレビ産業の振興を図る目的で示されたものと考えられる。

しかし、その後、20年の間に、放送事業者、ケーブルテレビ事業者それぞれが置かれている環境は大きく変わった。

ケーブルテレビ事業者は、誕生した当初の事業目的であった「難視聴地域の解消」から「多チャンネル化による都市型の事業拡大」によって、飛躍的に成長した。

ケーブルテレビ（自主放送を行う許可施設）の加入世帯数（全国）をみると、平成7年度に361万世帯（世帯普及率8.2%）だったものが、平成18年度は2,060万世帯（世帯普及率40.1%）と、この10年間だけでも約5倍に拡大した。

また、ケーブルテレビ事業の収支状況をみると、営利を目的としたケーブルテレビ事業者の営業収益の総額（全国）は、平成6年度には224社で984億円だったも

のが、平成 17 年度は 311 社で 3,850 億円に達している。

平成 14 年度以降は、営業利益の全国総額も黒字に転じている。

今回、大臣裁定を申請している大分県のケーブルテレビ事業者の加入世帯数、営業売上げの推移からも、この点は明らかである。

大分ケーブルテレコム(株)	[Redacted]
シーティービーメディア(株)	
(株)ケーブルテレビ佐伯	
大分ケーブルネットワーク(株)	

※契約世帯数は、平成 18 年 11 月時点

平成 13 年度と平成 17 年度の営業売上げを比較すると、大分ケーブルネットワーク株式会社（以下「OCN社」という。）を除き、ほぼ倍増となっている。

その一方で、放送事業者が置かれている状況を見ると、当時郵政省の「民放の全国 4 波化」が政策目標となり、平成の初めにかけて多くの民放が新たに誕生した。

平成 15 年 12 月に東京、大阪、名古屋の三大広域圏でスタートした地上デジタル放送は、昨年 12 月までに全国で放送を開始したが、放送事業者は、多額のデジタル設備投資を余儀なくされている。

さらに、平成 23 年 7 月 24 日のアナログ放送終了までに、「あまねく普及」の実現に向けて、「自助努力」によるデジタル中継局の建設整備が求められており、今後も、デジタル設備投資が膨らむなど、深刻な経営難に陥る放送事業者が増えることが懸念されている。

このように、この 20 年間で、「民放の全国 4 波化」政策による情報格差の是正とケーブルテレビ産業の経営改善は確実に進んでおり、その意味で、「大臣裁定」の判断基準とされる「5 つの基準」は、すでに実態とかけ離れていると言わざるを得ない。

放送事業者としては、「5 つの基準」は、区域内、区域外を問わず再送信同意を検討する際、ケーブルテレビ事業者に求められる最低限の当然な要件にすぎず、同意の判断は、その他様々な状況を総合的に判断する必要があると考える。

④OABへの経営的な影響と承諾について

OCN社の主張

地元民放局の承諾がなければ同意できないとの主張を繰り返すのみ。

本来、区域外再送信同意に係る当事者は、福岡民放局であり地元民放局の協議や承諾が必要であるという主張について、再送信制度上において根拠のないもの。

当社の意見

(ア) 地元の同意並びに地元及び関係者に与える影響について

当社が、「地元民放局の承諾がなければ同意できない」といった主張を繰り返すのみといった事実はない。

当社は、九州各県の系列局と連携したブロック戦略を、報道取材・番組制作・事業・営業展開の重点課題としている。

その上で、地域文化の振興、地域経済の活性化という視点に立って、単に当社の制作番組や広告主のCMを放送するばかりではなく、それぞれの地元局が当社との共同制作の形で参画し、それぞれの放送対象地域における広告主を開拓することも尊重している。

報道的な側面では、放送事業者には公共の福祉という観点から、緊急災害情報や有事における情報提供が求められる。

大分県においては、福岡局ではなく、大分局がその責を担うこととなる。区域外再送信による福岡局の放送の視聴が常態化した場合、地元の災害情報や有事情報の確認が遅れ、大分県民が生命的、財産的な不利益を受けることも懸念される。

また、営業的な側面では、広告主には、CM出稿の意図や狙いがある。

福岡地区に限定した形で出稿されたCMが、大分地区で放送されることは、広告主の意図や狙いに反するばかりでなく、大分県の視聴者(消費者)にも混乱を与える。

広告主にとっては、放送地域が広がればよいというものではなく、地域限定キャンペーンなどでキャンペーン対象外の地域へCMが放送され、クレーム処理が発生することのほうが問題である。

また、当社とOABで同一番組を同時刻に放送している場合、視聴者(契約者)がケーブルテレビを通じた再送信により当社の放送を視聴していれば、地元の視聴者(契約者)は当社に出稿した広告主のCMを視聴し、OABに出稿した広告主のCMは視聴者の目に触れないこととなり、広告主は実害を被ることとなる。

こうした状況が常態化すれば、福岡への一極集中が加速し、地域の文化振興や経済の活性化は、衰退していくことが懸念される。

現行の放送制度が、県域免許を基盤として成立しているのは、放送事業者がそれぞれの放送対象地域において、地域文化の振興や地域経済の活性化に果たす役割を期待したものと考える。

当社が、安易に区域外再送信を容認することは、そうした現行の放送制度の理念にも矛盾する。

(イ) OABの意見

現行の有線テレビジョン放送法では、区域外再送信について、再送信元となる発局の同意について規定されているだけで、再送信先となる地元局の承諾などは不要とされ、大臣裁定制度においても、地元局が意見を述べる機会については明文化されていない。

しかしながら、前述した通り、区域外再送信により、視聴率や営業収入など経営

的な影響を最も受けているのは地元局である。

今回、当社の系列局であるOABの意見を添付することは、公平性を担保するうえで重要と考える。

OABの意見については、添付の「福岡局の『大分県内ケーブルテレビ事業者への区域外再送信の同意』について」を参照頂きたい。

尚、付言すると、資料2「2007年4月KBC基本編成に基づくOAB同番組表」を見てもわかるように、営業的に最も需要の大きい月～日の朝帯・昼帯・ゴールデンタイム、日曜日及び深夜帯は当社とOABは殆ど同番組編成となっている。

営業的な需要とは、テレビスポット発注に際しての広告主からの希望枠のことを指すが、当社においては、「ヨの字」ゾーン（平日の朝+昼+ゴールデンタイム+深夜及び土・日）の受注が、全体発注の〇%。「コの字」ゾーン（平日の朝+ゴールデンタイム+深夜及び土・日）が〇%。「逆L」ゾーン（平日のゴールデンタイム+深夜及び土・日）が〇%であり。この3パターンだけでも全体の〇%となる。

これは全国的な傾向であるため、仮に、当社が区域外再送信に同意した場合、OABは、営業的にその発注時において系列局であるがゆえに条件的に大きな不利を背負うことになる。

3. 本件に関する協議の経過

当社は、OCT社からの申し入れに応じ、以下の通り、協議を行った。

尚、大分県のケーブルテレビ事業者は、毎回、OCT社、シーティービーメディア株式会社（以下「CTB社」という。）、ケーシーブイコミュニケーションズ株式会社（以下「KCV社」という。）、株式会社ケーブルテレビ佐伯（以下「CTS社」という。）の4社が協議に出席し、OCN社と4自治体（臼杵市、豊後大野市、佐伯市、杵築市）が、随時加わった。

このうち、日田市のKCV社には、当社デジタル放送の区域外再送信について、平成19年3月26日に同意した。

第一回目 平成18年10月5日

当社デジタル放送の区域外再送信について、同意要請を受ける。双方で、考え方を出し合い、協議の継続を確認。

また、「大分県は、福岡県の文化圏であり視聴者の期待も大きい」、「区域外再送信は民放3局の少数局地域に対する情報格差是正」と主張した。

※第一回目～第三回目までの双方の考え方（協議内容）については、前述の「2. 同意しない理由」を参照。

第二回目 平成18年11月20日

地元局と5回協議を行ったが進展が見込めないため、11月2日をもって協議終了との報告を受ける。福岡局とは、協議の継続を確認。

第三回目 平成18年11月27日

ケーブルテレビ事業者の「福岡局のニーズが高い」という主張に対し、当社からは、実情を把握するため、実際どの程度ニーズがあるのかデータで示すように要望。ケーブルテレビ事業者からは、福岡局の視聴調査は、現状では不可能の回答。また、区域外再送信の同意をめぐる議論は全国で起きており当社と大分県のケーブルテレビ事業者だけで、判断をしていくことが難しい状況にあることは双方で認識が一致。協議の継続を確認。

第四回目 平成18年12月18日

協議に、臼杵市、豊後大野市、佐伯市、杵築市の4自治体加わる。自治体から、当社デジタル放送の区域外再送信について、同意の要請。協議の継続を確認。

第五回目 平成19年1月24日

協議に、OCN社加わる。協議に進展がないため、2月中旬～20日頃に、大臣裁定を申請すべく準備を進めているとの報告を受ける。

第六回目 平成19年2月19日

大分県IT推進課が、地元局と4自治体との協議を仲立ちする動きなどがあり、大臣裁定の申請を、3月9日以降に延期したとの報告。4自治体は別として、OCT社など民間（第3セクター）のケーブルテレビ事業者5社からは、大臣裁定を申請することに変わりがないとの表明があった。この回の協議で、ケーブルテレビ業者5社から当社に対し、以下の内容が伝えられた。

- ・総務省地域放送課は、「有線テレビジョン放送法改正案」（大臣裁定関連）を審議した昭和61年第104国会・衆議院通信委員会で示された「（放送事業者が同意しない）正当な理由」の判断基準（5つの基準）に抵触しないものは、「同意」の裁定との見解を示した。
- ・この内容は、2月上旬に、日本ケーブルテレビ連盟内で“confidential”の形で伝達された。

当社としては、上記の話が事実だとすれば、総務省が、ケーブルテレビ事業者と放送事業者による「民・民の協議」を促している過程で、日本ケーブルテレビ連盟に見解を示すことは、公正さを欠き、きわめて遺憾であることをケーブルテレビ事業者5社に伝えた。また、当社としては、協議を継続する意思があることを表明した。

第七回目 平成19年3月12日

OCT社、CTB社、CTS社、OCN社の4社が、当社をはじめ福岡県の放送事

業者4社に対し、3月23日に大臣裁定を申請するとの予告を受ける。

この回の協議で、当社は、申請を予定しているOCN社が、現在、当社が同意しているアナログ放送の区域外再送信について、当社に対する報告もないまま、放送していないことを指摘。同社も、この点を認めた。

第八回目 平成19年3月26日

前回の予告通り、3月23日に大臣裁定を申請したことの報告を受ける。当社としては、今後も協議の申し入れがあれば、応じる考えを伝えた。

4. その他参考となる事項

以下、OCT社からの申し入れに応じ、協議を行った過程でのOCT社からの主張について。

①「大分県は、福岡県の文化圏であり視聴者の期待も大きい」との主張

大分県内においても日田市のKCV社に対しては、生活圏・文化圏に福岡県と一体性が認められることなどから、当社は、3月26日、デジタル放送の区域外再送信に同意した。

この同意に際しては、KCV社の業務エリアに独自の受信点が設置可能であることも同意の判断の一因であった。

従って、区域外再送信については、原則、不同意との考えに変わりはないが、同意を求めるケーブルテレビ事業者の業務エリアが当社の免許区域に隣接していて、かつ、生活圏・文化圏に福岡県と一体性が認められる場合には、同意を検討することとする。

また、福岡局の番組に対する視聴者（契約者）の期待も大きい、とのケーブルテレビ事業者の主張は、論理のすり替えに過ぎない。

この場合の視聴者は契約者と解される。

契約者の期待、とはつまり、「顧客吸引力のあるケーブルテレビ事業」と同義語である。

ケーブルテレビ事業者が自社の営業事情で区域外再送信の同意を求めていることは明らかで、法が意図する視聴者への「公共の福祉」足りえない。

②「区域外再送信は民放3局の少数局地域に対する情報格差是正」との主張

大分県では、テレビ朝日系列局の地元局OABが事業を営んでいる。

当社は九州各県の系列5局（以下「九州ブロック」という。）に対する九州プロッ

ク番組の制作、編成に力を入れている。

以下は九州ブロックの一部又は全部、あるいは山口局や沖縄局を加えたブロック編成番組の一覧であるが、いずれにも、OABが含まれている。

当社にとってOABは、九州ブロック編成の中核をなす系列局といえる。

- (i) 「アサデス九州・山口」(月曜～木曜、10時00分～10時45分)
- (ii) 「スーパーJチャンネル九州・沖縄」(月曜～金曜、18時18分～18時30分)
- (iii) 「ドオーモ」(月曜～木曜、24時10分～25時10分)
- (iv) 「ザ・博多座」(金曜、9時55分～10時10分)
- (v) 「九州街道ものがたり」(日曜、12時00分～12時15分)
- (vi) 「るり色の砂時計」(日曜、12時15分～12時55分)

以上の当社レギュラー制作番組については、OABでも同時刻に放送している。

この他、台風などの災害特別番組、九州を拠点とする福岡ソフトバンクホークスの試合中継などの番組においても、OABとの共同制作、編成を行っている。

大分県のケーブルテレビ事業者が主張している「福岡情報のニーズ」については、こうした番組を通じての発信により、十分に「視聴者の期待」にも応えている。

このため、「情報格差の是正」を理由とした区域外再送信の同意については、当社として応じる考えがない。

以上

資料1

OABがブロックネットから離脱した場合の営業売上予測シミュレーション

(年額・消費税別)

■レギュラー

昨年度実績数字から換算

番組名	06年度実績	OAB離脱時	差額
①アサデス。九州・山口7局ネット分			
②アサデス。九州・山口6局ネット分			
③ドオーモ			
④とっっても健康らんど			
⑤九州街道ものがたり			
合計			

■単発

昨年度実績数字から換算

番組名	06年度実績	OAB離脱時	差額
①博多座特別番組(年間3本)			
②第21回中学生玄海旗柔道大会			
③朝日駅伝			
④パリーグ開幕戦 ホークスVSパファローズ			
⑤2007年フジパンCUP 第38回九州ジュニア(U-12) サッカー大会			
合計			

■レギュラー+単発

総計			
----	--	--	--

2007年 4月KBC基本編成に基づくOAB同番組表

	月	火	水	木	金	土	日	
4						お天気コンサート		4
5	4:55~	やじうまプラス1部				お天気コンサート	お天気コンサート	5
6		アサデス、KBC PART1				クッキングバカバカ	金曜一少年の事件簿	6
7		アサデス、KBC PART2				パワッパ! 暮らしの達人		7
8						TVタックル(再)		8
9						パワッパ! 暮らしの達人		9
10						お天気コンサート	お天気コンサート	10
11		特選ドラマシリーズ				お天気コンサート	お天気コンサート	11
12						いきなり! 黄金伝説 (再)		12
13						パワッパ! 暮らしの達人		13
14		2時のサスペンス				お天気コンサート	お天気コンサート	14
15						お天気コンサート	お天気コンサート	15
16		刑事ドラマ(再)				お天気コンサート	サンデースペシャル	16
17						お天気コンサート	お天気コンサート	17
18		KBCニュースピア630				お天気コンサート	お天気コンサート	18
19						お天気コンサート	お天気コンサート	19
20						お天気コンサート	お天気コンサート	20
21						お天気コンサート	お天気コンサート	21
22						お天気コンサート	お天気コンサート	22
23		KBCニュース				お天気コンサート	お天気コンサート	23
24						お天気コンサート	お天気コンサート	24
25						お天気コンサート	お天気コンサート	25
26		お天気コンサート				お天気コンサート	お天気コンサート	26
27		お天気コンサート				お天気コンサート	お天気コンサート	27
28		お天気コンサート				お天気コンサート	お天気コンサート	28

平成19年4月27日

総務大臣 殿

住所 〒870- [redacted] 新川西 12

氏名 大分朝日放送株式会社

代表取締役社長 本 隆 [redacted]

福岡局の「大分県内ケーブルテレビ事業者への区域外再送信の同意」について

当社（以下「OAB」という。）は、大分のケーブルテレビ事業者4社からの求めに応じ、本年3月23日に行われた大臣裁定申請後の協議も含め、計6回の意見交換を実施した。

その間、日田市のケーブル事業者であるKCVコミュニケーションズと個別協議で解決にいたったことを思うと、事業者1社ごとにOABとの個別協議が実施されることなく大臣裁定申請に踏み切られたことは誠に遺憾と考える。

さて、福岡局の中でもとりわけ、系列局である九州朝日放送株式会社（以下「KBC」という。）の放送波が大分エリア内に再送信されることになれば、OABにとって経営的な打撃は計り知れないものとなる。

現行の番組基本編成において、KBCとOABは1週間で、全番組中の67%に当たる6,109分間、同番組の放送を行っている。特に、ゴールデン・プライムの時間帯では、基本編成は100%（6分未満のミニ番組・単発編成を除く）が同じ番組の放送である。

このことは、視聴率減少を惹起し、結果としてOABの媒体価値の低下となる。

視聴率に基づくOAB独自の算定によると、ローカルタイムで年間 [redacted] 円、スポットで [redacted] 円の合わせて [redacted] 円分のセールスチャンスが失われることになる。

KBCの大分地区再送信は同系列局であるがゆえに「競合社」となるだけでなく、KBC発ブロック番組の形骸化にもつながる。

現行1週あたり555分のKBC発のブロック番組や台風などによるブロック報道番組はその意味を失い、OABでは別編成も検討していかなくてはならない状況となる。

以上のことから、系列局であるKBCの大分地区エリアへの区域外再送信同意は、地上放送の根幹である地域免許制度の維持という意味で、電波行政上「ケーブルテレビは治外法権」を意味付け、県域放送事業者の経営を土台から揺るがしかねない事態を引き起こす危険性をはらんでいる。

行政の良識ある判断を待ちたい。

以上



913

九朝技第7951号

平成19年4月27日

総務大臣
菅義偉殿

郵便番号 810-8571

住所 福岡市中央区1-1

氏名 九州朝日放送株式会社

代表取締役 藤田 浩

電話番号 092-721-1234

総務大臣の再送信同意裁定に関する意見書

シーティービーメディア株式会社から平成19年3月23日付で有線テレビジョン放送法(昭和47年法律第114号)第13条第3項の規定に基づき提出された総務大臣の裁定の申請に関し、同条第4項の規定により、下記の事項について、1 当社の名称及び代表者の氏名並びに住所 を記載の上、以下について意見を申し述べます。

記

- 1 当社の名称及び代表者の氏名並びに住所
- 2 有線テレビジョン放送法第13条第2項本文の同意をしない理由
- 3 本件に関する協議の経過
- 4 その他参考となる事項

1. 当社の名称及び代表者の氏名並びに住所

社名 九州朝日放送株式会社
代表者 権藤 満
住所 〒810-8571 福岡市中央区長浜 1-1-1
電話 092-721-1234

2. 有線テレビジョン放送法第13条第2項本文の同意をしない理由

当社は、現行の法制度上の区域免許に基づき、免許地域に対する放送事業を行っている。

当社の報道取材・番組制作・番組編成・営業活動等は、福岡県内の視聴者に対する情報提供を主たる目的としている。

当社が、区域放送を基本とする現行の放送制度の枠組みの中で事業を営んでいる一方、ケーブルテレビ事業者の区域外再送信を安易に容認していくことは、放送制度の整合性を損なうと考える。

当社は「区域放送」という原理原則に立って、シーティービーメディア株式会社（以下「CTB社」という。）の区域外再送信の申し入れに同意しないこととする。

理由の詳細は、以下の通り。

①「デジタル放送の再送信は、区域外再送信も含めアナログ放送からの移行」との主張

CTB社の主張

デジタル放送の再送信は、「国策としてのアナログ放送からデジタル放送への移行」であり、区域外再送信についても、引き続き、デジタル放送による再送信を実施することが、視聴者に対する責務。

当社の意見

放送事業者に与えられている免許は、アナログ放送とデジタル放送では別物。

アナログ放送の免許が与えられているからといって、即、デジタル放送の免許が与えられているわけではない。

デジタル放送の免許は、設備面、技術面などデジタル放送技術の一定要件を満たした上で与えられている。

そのために、当社をはじめ、放送事業者は、多額のデジタル設備投資を行いアナログ放送からデジタル放送への移行に取り組んでいる。

当社のデジタル投資の総額は、アナログ放送が終了する平成23年までに●●億円に達する。

この数字にしてもさまざまな当社独自の創意工夫や社員・関係者の努力によって、当初 100 億円を超える投資計画であったものが、ここまで圧縮できた結果である。

しかも、100 億円は当社の年間の営業収益の二分の一にあたる巨額なものである。

つまり、一般的に言う「デジタル化は放送局をもう一つ作ったようなものだ」ということは、まさに、投資面からも言えることであり、漫然とアナログからデジタルへ移行しようとしている訳ではない。

また、免許要件が異なる以上、「デジタル放送の免許は新しい免許」と考えるのが妥当で、区域外再送信の同意の可否についても、アナログ放送とデジタル放送は、個別に検討する必要がある。

従って、アナログ放送の区域外再送信に対する同意が、即、デジタル放送の区域外再送信の同意とはならない。

CTB社（旧 ケーブルビジョン別府）は、当社に対して平成 2 年に同意申請を行なった。

この申請については、当時、系列局がなく、いわゆる少数局地域における系列格差を是正する意味から、同意することとし、平成 3 年 6 月 1 日から平成 6 年 3 月 31 日までを同意期間とした。

この間、系列局の大分朝日放送株式会社（以下「OAB」という。）が平成 5 年 10 月に開局したが、CTB社に対しては、上記の通り、同意期間中であつたため、当社内では平成 6 年 3 月末の更新時期に再度、話し合うこととしていた。

しかしながら、CTB社からその後、更新の申請がなく、昨年 11 月になって、同意申請が行われた。

当社としては、アナログ放送の区域外再送信については、平成 23 年 7 月のアナログ放送終了までに期間が限定されることから再同意に応じた。

②「同意については著作権法上の許諾は不要」との主張

CTB社の主張

再送信の同意と著作権法上の許諾については、全く別の制度であり、同意について著作権法上の許諾は必要でない。

当社の意見

平成 19 年 3 月 8 日参議院予算委員会で行われた白 眞勲議員と伊吹 文明文部科学大臣の質疑応答は、以下の通り。

（白 議員）

「ケーブルテレビ会社がですね、放送局の制作した番組を勝手に流した場合というのは、著作権法違反と言うことになるのでしょうか。」

(伊吹大臣)

「先生ご承知のように、著作権法の99条というのがございまして、ここには、放送事業者は、その放送を受信してこれを再放送し、又は有線放送する権利を専有する、とございます。従って、ケーブルテレビ局がですね、放送事業者の専有をしている権利を対価を払わずに、侵すということは、これは、明らかに、法律違反だと思います。」

CTB社は、「再送信に際し、放送法上の同意があれば、著作権法上の許諾は必要なく、あるいは、放送法上の同意があってもそれは著作権法上の許諾ではない」と主張している。

しかしながら、大臣答弁を待つまでもなく、著作権法第99条にある「放送事業者は、その放送を受信してこれを再放送し、又は有線放送する権利を専有する」との規定により、再送信の際の著作隣接権が放送事業者にあることは明らかである。

従って、ケーブルテレビ事業者が再送信するに際して、著作隣接権を有する放送事業者からの許諾がなければ、それが違法状態であることは明らかである。

区域外再送信の同意に際し「著作権法上の許諾は不要」とするCTB社の主張は重大な事実誤認といわざるを得ない。

③当社への経営的な影響について

CTB社の主張

「経営に悪影響を与える」については、同意しないことの正当理由（第104回国会・衆議院・通信委員会における5つの基準）の基準に合致しておらず、自社都合的な理由により区域外再送信の同意をしないことは権利の濫用。

当社の意見

(ア) 経営に対する影響

当社及びテレビ朝日系列九州ブロック各局が推進している九州ブロック番組には、レギュラー番組・単発番組がある。

結果、当社の年間のブロック番組総収入はレギュラー番組と単発番組を合わせて 円（以下、すべて消費税別。）となっている。

平成17年度の当社のブロック番組は、同時間帯で放送している6つのレギュラー番組以外にも、「フジパンカップ少年サッカー」、「とっっても健康らんど」、「玄海旗柔道」、「朝日駅伝」など数多くあり、大分地区ではすべてOABが系列局として受け局となっている。

これらの番組について、当社でブロックセールスを行う場合、大分地区については、OABの視聴率を唯一の営業データとしている。

従って、OABの視聴率が、当社の区域外再送信を含むケーブルテレビなどの「そ

の他視聴率」により目減りすることは、当社の営業セールス上、大きな打撃となる。

ましてや、当社の区域外再送信により、OABが、ブロック番組そのものに対する意義を失い、ブロック番組の受け局から離脱する選択をした場合、当社の損害は計り知れない。これを、平成18年度のブロック番組の実績で試算すると、OABが離脱した場合、当社は、年間で■■■■■円の売り上げを失う。

そればかりか、系列強化という大義を失うことになり、経営上、大きな影響は免れない。

尚、OABが、当社制作のブロック番組から離脱した場合の「営業売上予測シミュレーション」については、添付の資料1を参照頂きたい。

(イ) 有線テレビジョン放送法「大臣裁定」における判断基準について

有線テレビジョン放送法第13条第5項は、「総務大臣は、放送事業者がそのテレビ放送の再送信に関する同意をしないことにつき正当な理由がある場合を除き、当該同意すべき旨の裁定をするものとする」と定めている。

また、「正当な理由」については、同法改正案を審議した昭和61年第104国会・衆議院通信委員会で示された「5つの基準」が、その判断基準とされている。

- (i) 放送番組が放送事業者の意図に反して、一部カットして放送される場合
- (ii) 放送事業者の意図に反して、番組が異時再送信される場合
- (iii) 再送信のチャンネルが別の番組に使われて混乱を起こす場合
- (iv) ケーブルテレビ事業者としての適格性に問題がある場合（ケーブルテレビ施設が確実に設置できる見通しが無い、施設設置の資金的基礎が十分でない等）
- (v) ケーブルテレビの技術レベルに問題がある場合（送受信技術レベルが低く良質な再送信が期待できない）

この判断基準が示された昭和61年当時は、全国的にも民放3局以下の少数局地域が多く、また、ケーブルテレビ事業者の大半が経営的にも設備面でも小規模だった。

そのため、「5つの基準」は、放送事業者の意図や権利が害されることなく、視聴者に対する情報格差の是正とケーブルテレビ産業の振興を図る目的で示されたものと考えられる。

しかし、その後、20年の間に、放送事業者、ケーブルテレビ事業者それぞれが置かれている環境は大きく変わった。

ケーブルテレビ事業者は、誕生した当初の事業目的であった「難視聴地域の解消」から「多チャンネル化による都市型の事業拡大」によって、飛躍的に成長した。

ケーブルテレビ（自主放送を行う許可施設）の加入世帯数（全国）をみると、平成7年度に361万世帯（世帯普及率8.2%）だったものが、平成18年度は2,050万世帯（世帯普及率40.1%）と、この10年間だけでも約5倍に拡大した。

また、ケーブルテレビ事業の収支状況をみると、営利を目的としたケーブルテレビ事業者の営業収益の総額（全国）は、平成6年度には224社で984億円だったものが、平成17年度は311社で3,850億円に達している。

平成 14 年度以降は、営業利益の全国総額も黒字に転じている。

今回、大臣裁定を申請している大分県のケーブルテレビ事業者の加入世帯数、営業売上げの推移からも、この点は明らかである。

大分ケーブルテレコム(株) シーティービーメディア(株) (株)ケーブルテレビ佐伯 大分ケーブルネットワーク(株)	
--	--

※契約世帯数は、平成 18 年 11 月時点

平成 13 年度と平成 17 年度の営業売上げを比較すると、大分ケーブルネットワーク株式会社（以下「OCN社」という。）を除き、ほぼ倍増となっている。

その一方で、放送事業者が置かれている状況を見ると、当時郵政省の「民放の全国 4 波化」が政策目標となり、平成の初めにかけて多くの民放が新たに誕生した。

平成 15 年 12 月に東京、大阪、名古屋の三大広域圏でスタートした地上デジタル放送は、昨年 12 月までに全国で放送を開始したが、放送事業者は、多額のデジタル設備投資を余儀なくされている。

さらに、平成 23 年 7 月 24 日のアナログ放送終了までに、「あまねく普及」の実現に向けて、「自助努力」によるデジタル中継局の建設整備が求められており、今後も、デジタル設備投資が膨らむなど、深刻な経営難に陥る放送事業者が増えることが懸念されている。

このように、この 20 年間で、「民放の全国 4 波化」政策による情報格差の是正とケーブルテレビ産業の経営改善は確実に進んでおり、その意味で、「大臣裁定」の判断基準とされる「5つの基準」は、すでに実態とかけ離れていると言わざるを得ない。

放送事業者としては、「5つの基準」は、区域内、区域外を問わず再送信同意を検討する際、ケーブルテレビ事業者に求められる最低限の当然な要件にすぎず、同意の判断は、その他様々な状況を総合的に判断する必要があると考える。

④OABへの経営的な影響と承諾について

CTB社の主張

地元民放局の承諾がなければ同意できないとの主張を繰り返すのみ。

本来、区域外再送信の同意に係る当事者は、福岡民放局であり地元民放局との協議や承諾が必要であるという主張については、再送信同意制度上において根拠のないもの。

当社の意見

(ア) 地元の同意並びに地元及び関係者に与える影響について

当社が、「地元民放局の承諾がなければ同意できない」といった主張を繰り返すのみといった事実はない。

当社は、九州各県の系列局と連携したブロック戦略を、報道取材・番組制作・事業・営業展開の重点課題としている。

その上で、地域文化の振興、地域経済の活性化という視点に立って、単に当社の制作番組や広告主のCMを放送するばかりではなく、それぞれの地元局が当社との共同制作の形で参画し、それぞれの放送対象地域における広告主を開拓することも尊重している。

報道的な側面では、放送事業者には公共の福祉という観点から、緊急災害情報や有事における情報提供が求められる。

大分県においては、福岡局ではなく、大分局がその責を担うこととなる。区域外再送信による福岡局の放送の視聴が常態化した場合、地元の災害情報や有事情報の確認が遅れ、大分県民が生命的、財産的な不利益を受けることも懸念される。

また、営業的な側面では、広告主には、CM出稿の意図や狙いがある。

福岡地区に限定した形で出稿されたCMが、大分地区で放送されることは、広告主の意図や狙いに反するばかりでなく、大分県の視聴者(消費者)にも混乱を与える。

広告主にとっては、放送地域が広がればよいというものではなく、地域限定キャンペーンなどでキャンペーン対象外の地域へCMが放送され、クレーム処理が発生することのほうが問題である。

また、当社とOABで同一番組を同時刻に放送している場合、視聴者(契約者)がケーブルテレビを通じた再送信により当社の放送を視聴していれば、地元の視聴者(契約者)は当社に出稿した広告主のCMを視聴し、OABに出稿した広告主のCMは視聴者の目に触れないこととなり、広告主は実害を被ることとなる。

こうした状況が常態化すれば、福岡への一極集中が加速し、地域の文化振興や経済の活性化は、衰退していくことが懸念される。

現行の放送制度が、県域免許を基盤として成立しているのは、放送事業者がそれぞれの放送対象地域において、地域文化の振興や地域経済の活性化に果たす役割を期待したものと考える。

当社が、安易に区域外再送信を容認することは、そうした現行の放送制度の理念にも矛盾する。

(イ) OABの意見

現行の有線テレビジョン放送法では、区域外再送信について、再送信元となる発局の同意について規定されているだけで、再送信先となる地元局の承諾などは不要とされ、大臣裁定制度においても、地元局が意見を述べる機会については明文化されていない。

しかしながら、区域外再送信により、視聴率や営業収入など経営的な影響を最も

受けているのは地元局である。

今回、当社の系列局であるOABの意見を添付することは、公平性を担保するうえで重要と考える。

OABの意見については、添付の「福岡局の『大分県内ケーブルテレビ事業者への区域外再送信の同意』について」を参照頂きたい。

尚、付言すると、資料2「2007年4月KBC基本編成に基づくOAB同番組表」を見てもわかるように、営業的に最も需要の大きい月～日の朝帯・昼帯・ゴールデンタイム、日曜日及び深夜帯は当社とOABは殆ど同番組編成となっている。

営業的な需要とは、テレビスポット発注に際しての広告主からの希望枠のことを指すが、当社においては、「ヨの字」ゾーン（平日の朝+昼+ゴールデンタイム+深夜及び土・日）の受注が、全体発注の■%。「コの字」ゾーン（平日の朝+ゴールデンタイム+深夜及び土・日）が■%。「逆L」ゾーン（平日のゴールデンタイム+深夜及び土・日）が■%であり、この3パターンだけでも全体の■%となる。

これは全国的な傾向であるため、仮に、当社が区域外再送信に同意した場合、OABは、営業的にその発注時において系列局であるがゆえに条件的に大きな不利を背負うことになる。

3. 本件に関する協議の経過

当社は、CTB社からの申し入れに応じ、以下の通り、協議を行った。

尚、大分県のケーブルテレビ事業者は、毎回、大分ケーブルテレコム株式会社（以下「OCT社」という。）、CTB社、ケーシーブイコミュニケーションズ株式会社（以下「KCV社」という。）、株式会社ケーブルテレビ佐伯（以下「CTS社」という。）の4社が協議に出席し、OCN社と4自治体（臼杵市、豊後大野市、佐伯市、杵築市）が、随時加わった。

このうち、日田市のKCV社には、当社デジタル放送の区域外再送信について、平成19年3月26日に同意した。

第一回目 平成18年10月5日

当社デジタル放送の区域外再送信について、同意要請を受ける。双方で、考え方を出し合い、協議の継続を確認。

また、「大分県は、福岡県の文化圏であり視聴者の期待も大きい」、「区域外再送信は民放3局の少数局地域に対する情報格差是正」と主張した。

※第一回目～第三回目までの双方の考え方（協議内容）については、前述の「2. 同意しない理由」を参照。

第二回目 平成18年11月20日

地元局と5回協議を行ったが進展が見込めないため、11月2日をもって協議終了との報告を受ける。福岡局とは、協議の継続を確認。

第三回目 平成18年11月27日

ケーブルテレビ事業者の「福岡局のニーズが高い」という主張に対し、当社からは、実情を把握するため、実際どの程度ニーズがあるのかデータで示すように要望。ケーブルテレビ事業者からは、福岡局の視聴調査は、現状では不可能の回答。また、区域外再送信の同意をめぐる議論は全国で起きており当社と大分県のケーブルテレビ事業者だけで、判断をしていくことが難しい状況にあることは双方で認識が一致。協議の継続を確認。

第四回目 平成18年12月18日

協議に、臼杵市、豊後大野市、佐伯市、杵築市の4自治体加わる。自治体から、当社デジタル放送の区域外再送信について、同意の要請。協議の継続を確認。

第五回目 平成19年1月24日

協議に、OCN社加わる。協議に進展がないため、2月中旬～20日頃に、大臣裁定を申請すべく準備を進めているとの報告を受ける。

第六回目 平成19年2月19日

大分県IT推進課が、地元局と4自治体との協議を仲立ちするなど動きなどがあり、大臣裁定の申請を、3月9日以降に延期したとの報告。4自治体は別として、CTB社など民間（第3セクター）のケーブルテレビ事業者5社からは、大臣裁定を申請することに変わりがないとの表明があった。この回の協議で、ケーブルテレビ事業者5社から当社に対し、以下の内容が伝えられた。

- ・総務省地域放送課は、「有線テレビジョン放送法改正案」（大臣裁定関連）を審議した昭和61年第104国会・衆議院通信委員会で示された「（放送事業者が同意しない）正当な理由」の判断基準（5つの基準）に抵触しないものは、「同意」の裁定との見解を示した。
- ・この内容は、2月上旬に、日本ケーブルテレビ連盟内で“confidential”の形で伝達された。

当社としては、上記の話が事実だとすれば、総務省が、ケーブルテレビ事業者と放送事業者による「民・民の協議」を促している過程で、日本ケーブルテレビ連盟に見解を示すことは、公正さを欠き、きわめて遺憾であることをケーブルテレビ事業者5社に伝えた。また、当社としては、協議を継続する意思があることを表明した。

第七回目 平成19年3月12日

OCT社、CTB社、CTS社、OCN社の4社が、当社をはじめ福岡県の放送事

業者4社に対し、3月23日に大臣裁定を申請するとの予告を受ける。

この回の協議で、当社は、申請を予定しているOCN社が、現在、当社が同意しているアナログ放送の区域外再送信について、当社に対する報告もないまま、放送していないことを指摘。同社も、この点を認めた。

第八回目 平成19年3月26日

前回の予告通り、3月23日に大臣裁定を申請したことの報告を受ける。当社としては、今後も協議の申し入れがあれば、応じる考えを伝えた。

4. その他参考となる事項

以下、CTB社からの申し入れに応じ、協議を行った過程でのCTB社からの主張について。

①「大分県は、福岡県の文化圏であり視聴者の期待も大きい」との主張

大分県内においても日田市のKCV社に対しては、生活圏・文化圏に福岡県と一体性が認められることなどから、当社は、3月26日、デジタル放送の区域外再送信に同意した。

この同意に際しては、KCV社の業務エリアに独自の受信点が設置可能であることも同意の判断の一因であった。

従って、区域外再送信については、原則、不同意との考えに変わりはないが、同意を求めるケーブルテレビ事業者の業務エリアが当社の免許区域に隣接していて、かつ、生活圏・文化圏に福岡県と一体性が認められる場合には、同意を検討することとする。

また、福岡局の番組に対する視聴者（契約者）の期待も大きい、とのケーブルテレビ事業者の主張は、論理のすり替えに過ぎない。

この場合の視聴者は契約者と解される。

契約者の期待、とはつまり、「顧客吸引力のあるケーブルテレビ事業」と同義語である。

ケーブルテレビ事業者が自社の営業事情で区域外再送信の同意を求めていることは明らかで、法が意図する視聴者への「公共の福祉」足りえない。

②「区域外再送信は民放3局の少数局地域に対する情報格差是正」との主張

大分県では、テレビ朝日系列局の地元局OABが事業を営んでいる。

当社は九州各県の系列5局（以下「九州ブロック」という。）に対する九州ブロック番組の制作、編成に力を入れている。

以下は九州ブロックの一部又は全部、あるいは山口局や沖縄局を加えたブロック編成番組の一覧であるが、いずれにも、OABが含まれている。

当社にとってOABは、九州ブロック編成の中核をなす系列局といえる。

- (i) 「アサデス九州・山口」(月曜～木曜、10時00分～10時45分)
- (ii) 「スーパーJチャンネル九州・沖縄」(月曜～金曜、18時18分～18時30分)
- (iii) 「ドオーモ」(月曜～木曜、24時10分～25時10分)
- (iv) 「ザ・博多座」(金曜、9時55分～10時10分)
- (v) 「九州街道ものがたり」(日曜、12時00分～12時15分)
- (vi) 「るり色の砂時計」(日曜、12時15分～12時55分)

以上の当社レギュラー制作番組については、OABでも同時刻に放送している。

この他、台風などの災害特別番組、九州を拠点とする福岡ソフトバンクホークスの試合中継などの番組においても、OABとの共同制作、編成を行っている。

大分県のケーブルテレビ事業者が主張している「福岡情報のニーズ」については、こうした番組を通じての発信により、十分に「視聴者の期待」にも応えている。

このため、「情報格差の是正」を理由とした区域外再送信の同意については、当社として応じる考えがない。

以上

資料1

OABがブロックネットから離脱した場合の営業売上予測シミュレーション

(年額・消費税別)

■レギュラー

昨年度実績数字から換算

番組名	06年度実績	OAB離脱時	差額
①アサデス。九州・山口7局ネット分			
②アサデス。九州・山口6局ネット分			
③ドオーモ			
④とっっても健康らんど			
⑤九州街道ものがたり			
合計			

■単発

昨年度実績数字から換算

番組名	06年度実績	OAB離脱時	差額
①博多座特別番組(年間3本)			
②第21回中学生玄海旗柔道大会			
③朝日駅伝			
④バリーグ開幕戦 ホークスVSパファローズ			
⑤2007年フジパンCUP 第38回九州ジュニア(U-12) サッカー大会			
合計			

■レギュラー+単発

総計			
----	--	--	--

2007年 4月KBC基本編成に基づくOAB同番組表

	月	火	水	木	金	土	日	
4								4
5	4:56~	やじうまプラス1部						5
6		アサデス。KBC PART1						6
7		アサデス。KBC PART2						7
8								8
9								9
10								10
11		特選ドラマシリーズ						11
12								12
13								13
14		2時のサスペンス						14
15								15
16		刑事ドラマ(再)						16
17								17
18		KBCニュースピア630						18
19								19
20								20
21								21
22								22
23								23
24								24
25								25
26		きになるオセロ						26
27		テレビ朝日系列 同番組						27
28		九州ブロック 同番組						28

平成19年4月27日

総務大臣 殿

住所 〒870- [redacted] 新川西12

氏名 大分朝日放送株式会社

代表取締役 本 隆 [redacted]

福岡局の「大分県内ケーブルテレビ事業者への区域外再送信の同意」について

当社（以下「OAB」という。）は、大分のケーブルテレビ事業者4社からの求めに応じ、本年3月23日に行われた大臣裁定申請後の協議も含め、計6回の意見交換を実施した。

その間、日田市のケーブル事業者であるKCVコミュニケーションズと個別協議で解決にいたったことを思うと、事業者1社ごとにOABとの個別協議が実施されることなく大臣裁定申請に踏み切られたことは誠に遺憾と考える。

さて、福岡局の中でもとりわけ、系列局である九州朝日放送株式会社（以下「KBC」という。）の放送波が大分エリア内に再送信されることになれば、OABにとって経営的な打撃は計り知れないものとなる。

現行の番組基本編成において、KBCとOABは1週間で、全番組中の67%に当たる6,109分間、同番組の放送を行っている。特に、ゴールデン・プライムの時間帯では、基本編成は100%（6分未満のミニ番組・単発編成を除く）が同じ番組の放送である。

このことは、視聴率減少を惹起し、結果としてOABの媒体価値の低下となる。

視聴率に基づくOAB独自の算定によると、ローカルタイムで年間 [redacted] 円、スポットで [redacted] 円の合わせて [redacted] 円分のセールスチャンスが失われることになる。

KBCの大分地区再送信は同系列局であるがゆえに「競合社」となるだけでなく、KBC発ブロック番組の形骸化にもつながる。

現行1週あたり555分のKBC発のブロック番組や台風などによるブロック報道番組はその意味を失い、OABでは別編成も検討していかなくてはならない状況となる。

以上のことから、系列局であるKBCの大分地区エリアへの区域外再送信同意は、地上放送の根幹である地域免許制度の維持という意味で、電波行政上「ケーブルテレビは治外法権」を意味付け、県域放送事業者の経営を土台から揺るがしかねない事態を引き起こす危険性をはらんでいる。

行政の良識ある判断を待ちたい。

以上



5. 1
314

九朝技第7952号

平成19年4月27日

総務大臣
菅義偉 殿

郵便番号 810-8571

住 所 福岡市中 [REDACTED] 1-1

氏 名 九州朝 [REDACTED] 株式会社

代表取締役 [REDACTED] 藤 [REDACTED]

電話番号 092-721-1234

総務大臣の再送信同意裁定に関する意見書

株式会社ケーブルテレビ佐伯から平成19年3月23日付で有線テレビジョン放送法（昭和47年法律第114号）第13条第3項の規定に基づき提出された総務大臣の裁定の申請に関し、同条第4項の規定により、下記の事項について、1 当社の名称及び代表者の氏名並びに住所 を記載の上、以下について意見を申し述べます。

記

- 1 当社の名称及び代表者の氏名並びに住所
- 2 有線テレビジョン放送法第13条第2項本文の同意をしない理由
- 3 本件に関する協議の経過
- 4 その他参考となる事項

1. 当社の名称及び代表者の氏名並びに住所

社名 九州朝日放送株式会社
代表者 権藤 満
住所 〒810-8571 福岡市中央区長浜 1-1-1
電話 092-721-1234

2. 有線テレビジョン放送法第13条第2項本文の同意をしない理由

当社は、現行の法制度上の県域免許に基づき、免許地域に対する放送事業を行っている。

当社の報道取材・番組制作・番組編成・営業活動等は、福岡県内の視聴者に対する情報提供を主たる目的としている。

当社が、県域放送を基本とする現行の放送制度の枠組みの中で事業を営んでいる一方、ケーブルテレビ事業者の区域外再送信を安易に容認していくことは、放送制度の整合性を損なうと考える。

当社は「県域放送」という原理原則に立って、株式会社ケーブルテレビ佐伯（以下「CTS社」という。）の区域外再送信の申し入れに同意しないこととする。

理由の詳細は、以下の通り。

①「デジタル放送の再送信は、区域外再送信も含めアナログ放送からの移行」との主張

CTS社の主張

地上デジタル放送の再送信は、「国策としてのアナログ放送からデジタル放送への移行」に伴うものであり、区域外再送信についても、継続して再送信を行うことが視聴者に対する責務。

当社の意見

放送事業者に与えられている免許は、アナログ放送とデジタル放送では別物。

アナログ放送の免許が与えられているからといって、即、デジタル放送の免許が与えられているわけではない。

デジタル放送の免許は、設備面、技術面などデジタル放送技術の一定要件を満たした上で与えられている。

そのために、当社をはじめ、放送事業者は、多額のデジタル設備投資を行いアナログ放送からデジタル放送への移行に取り組んでいる。

当社のデジタル投資の総額は、アナログ放送が終了する平成23年までに●億円に達する。

この数字にしてもさまざまな当社独自の創意工夫や社員・関係者の努力によって、当初 〇〇億円を超える投資計画であったものが、ここまで圧縮できた結果である。

しかも、〇〇億円は当社の年間の営業収益の二分の一にあたる巨額なものである。

つまり、一般的に言う「デジタル化は放送局をもう一つ作ったようなものだ」ということは、まさに、投資面からも言えることであり、漫然とアナログからデジタルへ移行しようとしている訳ではない。

また、免許要件が異なる以上、「デジタル放送の免許は新しい免許」と考えるのが妥当で、区域外再送信の同意の可否についても、アナログ放送とデジタル放送は、個別に検討する必要がある。

従って、アナログ放送の区域外再送信に対する同意が、即、デジタル放送の区域外再送信の同意とはならない。

また、CTS社は、当社に対して平成14年9月に同意申請を行なった。

この申請については、平成15年4月1日から平成18年3月31日までを同意期間とした。

その後、CTS社は更新の手続きを行わず、11月になって、同意申請が行われた。

当社としては、アナログ放送の区域外再送信については、平成23年7月のアナログ放送終了までに期間が限定されることから再同意に応じた。

②「同意については著作権法上の許諾は不要」との主張

CTS社の主張

著作権問題は再送信同意とは別の問題であり、必要であれば著作権料は適切にお支払いする用意があります。

当社の意見

平成19年3月8日参議院予算委員会で行われた白 眞勲議員と伊吹 文明文部科学大臣の質疑応答は、以下の通り。

(白 議員)

「ケーブルテレビ会社がですね、放送局の制作した番組を勝手に流した場合というのは、著作権法違反とすることになるのでしょうか。」

(伊吹大臣)

「先生ご承知のように、著作権法の99条というのがございまして、ここには、放送事業者は、その放送を受信してこれを再放送し、又は有線放送する権利を専有する、とございます。従って、ケーブルテレビ局がですね、放送事業者の専有をしている権利を対価を払わずに、侵すということは、これは、明らかに、法律違反だと思えます。」

著作権法第99条にある「放送事業者は、その放送を受信してこれを再放送し、又

は有線放送する権利を専有する」との規定により、再送信の際の著作権隣接権が放送事業者にあることは明らかである。

従って、ケーブルテレビ事業者が再送信するに際して、著作権隣接権を有する放送事業者からの許諾がなければ、それが違法状態であることは明らかである。

つまり、「著作権料は適切にお支払いする」とは当社が許諾した以降の問題であり、当社は区域外再送信については、同意も許諾もしない、といている以上、許諾を無視した対価の支払いは理論上成立し得ない。

③当社への経営的な影響について

CTS社の主張

同意しないことの正当理由（第104回国会・衆議院・通信委員会における5つの基準）に合致していないことはもとより、自社都合的な理由に過ぎず権利の濫用。

当社の意見

(ア) 経営に対する影響

当社及びテレビ朝日系列九州ブロック各局が推進している九州ブロック番組には、レギュラー番組・単発番組がある。

結果、当社の年間のブロック番組総収入はレギュラー番組と単発番組を合わせて〇〇〇〇〇〇〇円（以下、すべて消費税別。）となっている。

平成17年度の当社のブロック番組は、同時間帯で放送している6つのレギュラー番組以外にも、「フジパンカップ少年サッカー」、「とっっても健康らんど」、「玄海旗柔道」、「朝日駅伝」など数多くあり、大分地区ではすべてOABが系列局として受け局となっている。

これらの番組について、当社でブロックセールスを行う場合、大分地区については、OABの視聴率を唯一の営業データとしている。

従って、OABの視聴率が、当社の区域外再送信を含むケーブルテレビなどの「その他視聴率」により目減りすることは、当社の営業セールス上、大きな打撃となる。

ましてや、当社の区域外再送信により、OABが、ブロック番組そのものに対する意義を失い、ブロック番組の受け局から離脱する選択をした場合、当社の損害は計り知れない。これを、平成18年度のブロック番組の実績で試算すると、OABが離脱した場合、当社は、年間で〇〇〇〇〇〇〇円の売り上げを失う。

そればかりか、系列強化という大義を失うことになり、経営上、大きな影響は免れない。

尚、OABが、当社制作のブロック番組から離脱した場合の「営業売上予測シミュレーション」については、添付の資料1を参照頂きたい。

(イ) 有線テレビジョン放送法「大臣裁定」における判断基準について

有線テレビジョン放送法第13条第5項は、「総務大臣は、放送事業者がそのテレビ放送の再送信に関する同意をしないことにつき正当な理由がある場合を除き、当該同意すべき旨の裁定をするものとする」と定めている。

また、「正当な理由」については、同法改正案を審議した昭和61年第104国会・衆議院通信委員会で示された「5つの基準」が、その判断基準とされている。

- (i) 放送番組が放送事業者の意図に反して、一部カットして放送される場合
- (ii) 放送事業者の意図に反して、番組が異時再送信される場合
- (iii) 再送信のチャンネルが別の番組に使われて混乱を起す場合
- (iv) ケーブルテレビ事業者としての適格性に問題がある場合（ケーブルテレビ施設が確実に設置できる見通しがない、施設設置の資金的基礎が十分でない等）
- (v) ケーブルテレビの技術レベルに問題がある場合（送受信技術レベルが低く良質な再送信が期待できない）

この判断基準が示された昭和61年当時は、全国的にも民放3局以下の少数局地域が多く、また、ケーブルテレビ事業者の大半が経営的にも設備面でも小規模だった。

そのため、「5つの基準」は、放送事業者の意図や権利が害されることなく、視聴者に対する情報格差の是正とケーブルテレビ産業の振興を図る目的で示されたものと考えられる。

しかし、その後、20年の間に、放送事業者、ケーブルテレビ事業者それぞれが置かれている環境は大きく変わった。

ケーブルテレビ事業者は、誕生した当初の事業目的であった「難視聴地域の解消」から「多チャンネル化による都市型の事業拡大」によって、飛躍的に成長した。

ケーブルテレビ（自主放送を行う許可施設）の加入世帯数（全国）をみると、平成7年度に361万世帯（世帯普及率8.2%）だったものが、平成18年度は2,050万世帯（世帯普及率40.1%）と、この10年間だけでも約5倍に拡大した。

また、ケーブルテレビ事業の収支状況をみると、営利を目的としたケーブルテレビ事業者の営業収益の総額（全国）は、平成6年度には224社で984億円だったものが、平成17年度は311社で3,850億円に達している。

平成14年度以降は、営業利益の全国総額も黒字に転じている。

今回、大臣裁定を申請している大分県のケーブルテレビ事業者の加入世帯数、営業売り上げの推移からも、この点は明らかである。

大分ケーブルテレコム㈱
シーティービーメディア㈱
㈱ケーブルテレビ佐伯
大分ケーブルネットワーク㈱

※契約世帯数は、平成18年11月時点

平成13年度と平成17年度の営業売り上げを比較すると、大分ケーブルネットワーク株式会社（以下「OCN社」という。）を除き、ほぼ倍増となっている。

その一方で、放送事業者が置かれている状況を見ると、当時郵政省の「民放の全国4波化」が政策目標となり、平成の初めにかけて多くの民放が新たに誕生した。

平成15年12月に東京、大阪、名古屋の三大広域圏でスタートした地上デジタル放送は、昨年12月までに全国で放送を開始したが、放送事業者は、多額のデジタル設備投資を余儀なくされている。

さらに、平成23年7月24日のアナログ放送終了までに、「あまねく普及」の実現に向けて、「自助努力」によるデジタル中継局の建設整備が求められており、今後も、デジタル設備投資が膨らむなど、深刻な経営難に陥る放送事業者が増えることが懸念されている。

このように、この20年間で、「民放の全国4波化」政策による情報格差の是正とケーブルテレビ産業の経営改善は確実に進んでおり、その意味で、「大臣裁定」の判断基準とされる「5つの基準」は、すでに実態とかけ離れていると言わざるを得ない。

放送事業者としては、「5つの基準」は、区域内、区域外を問わず再送信同意を検討する際、ケーブルテレビ事業者に求められる最低限の当然な要件にすぎず、同意の判断は、その他様々な状況を総合的に判断する必要があると考える。

④OABへの経営的な影響と承諾について

CTS社の主張

地元民放局の承諾がなければ同意できないとの主張を繰り返すのみ。

本来、区域外再送信同意に係る当事者は、福岡民放局であり地元民放局の協議や承諾が必要であるという主張について、再送信制度上において根拠のないもの。

当社の意見

(ア) 地元の同意並びに地元及び関係者に与える影響について

当社が、「地元民放局の承諾がなければ同意できない」といった主張を繰り返すのみといった事実はない。

当社は、九州各県の系列局と連携したブロック戦略を、報道取材・番組制作・事業・営業展開の重点課題としている。

その上で、地域文化の振興、地域経済の活性化という視点に立って、単に当社の制作番組や広告主のCMを放送するばかりではなく、それぞれの地元局が当社との共同制作の形で参画し、それぞれの放送対象地域における広告主を開拓することも尊重している。

報道的な側面では、放送事業者には公共の福祉という観点から、緊急災害情報や有事における情報提供が求められる。

大分県においては、福岡局ではなく、大分局がその責を担うこととなる。区域外再送信による福岡局の放送の視聴が常態化した場合、地元の災害情報や有事情報の確認が遅れ、大分県民が生命的、財産的な不利益を受けることも懸念される。

また、営業的な側面では、広告主には、CM出稿の意図や狙いがある。

福岡地区に限定した形で出稿されたCMが、大分地区で放送されることは、広告主の意図や狙いに反するばかりでなく、大分県の視聴者(消費者)にも混乱を与える。

広告主にとっては、放送地域が広がればよいというものではなく、地域限定キャンペーンなどでキャンペーン対象外の地域へCMが放送され、クレーム処理が発生することのほうが問題である。

また、当社とOABで同一番組を同時刻に放送している場合、視聴者(契約者)がケーブルテレビを通じた再送信により当社の放送を視聴していれば、地元の視聴者(契約者)は当社に出稿した広告主のCMを視聴し、OABに出稿した広告主のCMは視聴者の目に触れないこととなり、広告主は実害を被ることとなる。

こうした状況が常態化すれば、福岡への一極集中が加速し、地域の文化振興や経済の活性化は、衰退していくことが懸念される。

現行の放送制度が、県域免許を基盤として成立しているのは、放送事業者がそれぞれの放送対象地域において、地域文化の振興や地域経済の活性化に果たす役割を期待したものと考える。

当社が、安易に区域外再送信を容認することは、そうした現行の放送制度の理念にも矛盾する。

(イ) OABの意見

現行の有線テレビジョン放送法では、区域外再送信について、再送信元となる発局の同意について規定されているだけで、再送信先となる地元局の承諾などは不要とされ、大臣裁定制度においても、地元局が意見を述べる機会については明文化されていない。

しかしながら、前述した通り、区域外再送信により、視聴率や営業収入など経営的な影響を最も受けているのは地元局である。

今回、当社の系列局であるOABの意見を添付することは、公平性を担保するうえで重要と考える。

OABの意見については、添付の「福岡局の『大分県内ケーブルテレビ事業者への区域外再送信の同意』について」を参照頂きたい。

尚、付言すると、資料2「2007年4月KBC基本編成に基づくOAB同番組表」を見てもわかるように、営業的に最も需要の大きい月～日の朝帯・昼帯・ゴールデンタイム、日曜日及び深夜帯は当社とOABは殆ど同番組編成となっている。

営業的な需要とは、テレビスポット発注に際しての広告主からの希望枠のことを指すが、当社においては、「ヨの字」ゾーン(平日の朝+昼+ゴールデンタイム+深夜及び土・日)の受注が、全体発注の■%。「コの字」ゾーン(平日の朝+ゴールデンタイム+深夜及び土・日)が■%。「逆L」ゾーン(平日のゴールデンタイム

ム+深夜及び土・日)が■%であり。この3パターンだけでも全体の■%となる。

これは全国的な傾向であるため、仮に、当社が区域外再送信に同意した場合、OABは、営業的にその発注時において系列局であるがゆえに条件的に大きな不利を背負うことになる。

3. 本件に関する協議の経過

当社は、CTS社からの申し入れに応じ、以下の通り、協議を行った。

尚、大分県のケーブルテレビ事業者は、毎回、大分ケーブルテレコム株式会社(以下「OCT社」という。)、シーティービーメディア株式会社(以下「CTB社」という。)、ケーシーブイコミュニケーションズ株式会社(以下「KCV社」という。)、CTS社の4社が協議に出席し、OCN社と4自治体(臼杵市、豊後大野市、佐伯市、杵築市)が、随時加わった。

このうち、日田市のKCV社には、前述の通り、当社デジタル放送の区域外再送信について、平成19年3月26日に同意した。

第一回目 平成18年10月5日

当社デジタル放送の区域外再送信について、同意要請を受ける。双方で、考え方を出し合い、協議の継続を確認。

また、「大分県は、福岡県の文化圏であり視聴者の期待も大きい」、「区域外再送信は民放3局の少数局地域に対する情報格差是正」と主張した。

※第一回目～第三回目までの双方の考え方(協議内容)については、前述の「2. 同意しない理由」を参照。

第二回目 平成18年11月20日

地元局と5回協議を行ったが進展が見込めないため、11月2日をもって協議終了との報告を受ける。福岡局とは、協議の継続を確認。

第三回目 平成18年11月27日

ケーブルテレビ事業者の「福岡局のニーズが高い」という主張に対し、当社からは、実情を把握するため、実際どの程度ニーズがあるのかデータで示すように要望。ケーブルテレビ事業者からは、福岡局の視聴調査は、現状では不可能の回答。また、区域外再送信の同意をめぐる議論は全国で起きており当社と大分県のケーブルテレビ事業者だけで、判断をしていくことが難しい状況にあることは双方で認識が一致。協議の継続を確認。

第四回目 平成18年12月18日

協議に、臼杵市、豊後大野市、佐伯市、杵築市の4自治体加わる。自治体から、当社デジタル放送の区域外再送信について、同意の要請。協議の継続を確認。

第五回目 平成19年1月24日

協議に、OCN社加わる。協議に進展がないため、2月中旬～20日頃に、大臣裁定を申請すべく準備を進めているとの報告を受ける。

第六回目 平成19年2月19日

大分県IT推進課が、地元局と4自治体との協議を仲立ちする動きなどがあり、大臣裁定の申請を、3月9日以降に延期したとの報告。4自治体は別として、CTS社など民間（第3セクター）のケーブルテレビ事業者5社からは、大臣裁定を申請することに変わりがないとの表明があった。この回の協議で、ケーブルテレビ事業者5社から当社に対し、以下の内容が伝えられた。

- ・総務省地域放送課は、「有線テレビジョン放送法改正案」（大臣裁定関連）を審議した昭和61年第104国会・衆議院通信委員会で示された「（放送事業者が同意しない）正当な理由」の判断基準（5つの基準）に抵触しないものは、「同意」の裁定との見解。
- ・この内容は、2月上旬に、日本ケーブルテレビ連盟内で“confidential”の形で伝達された。

当社としては、上記の話が事実だとすれば、総務省が、ケーブルテレビ事業者と放送事業者による「民・民の協議」を促している過程で、日本ケーブルテレビ連盟に見解を示すことは、公正さを欠き、きわめて遺憾であることをケーブルテレビ事業者5社に伝えた。また、当社としては、協議を継続する意思があることを表明した。

第七回目 平成19年3月12日

OCT社、CTB社、CTS社、OCN社の4社が、当社をはじめ福岡県の放送事業者4社に対し、3月23日に大臣裁定を申請するとの予告を受ける。

この回の協議で、当社は、申請を予定しているOCN社が、現在、当社が同意しているアナログ放送の区域外再送信について、当社に対する報告もないまま、放送していないことを指摘。同社も、この点を認めた。

第八回目 平成19年3月26日

前回の予告通り、3月23日に大臣裁定を申請したことの報告を受ける。当社としては、今後も協議の申し入れがあれば、応じる考えを伝えた。

4. その他参考となる事項

以下、CTS社からの申し入れに応じ、協議を行った過程でのCTS社からの主張について。

①「大分県は、福岡県の文化圏であり視聴者の期待も大きい」との主張

大分県内においても日田市のKCV社に対しては、生活圏・文化圏に福岡県と一体性が認められることなどから、当社は、3月26日、デジタル放送の区域外再送信に同意した。

この同意に際しては、KCV社の業務エリアに独自の受信点が設置可能であることも同意の判断の一因であった。

従って、区域外再送信については、原則、不同意との考えに変わりはないが、同意を求めるケーブルテレビ事業者の業務エリアが当社の免許区域に隣接していて、かつ、生活圏・文化圏に福岡県と一体性が認められる場合には、同意を検討することとする。

また、福岡局の番組に対する視聴者（契約者）の期待も大きい、とのケーブルテレビ事業者の主張は、論理のすり替えに過ぎない。

この場合の視聴者は契約者と解される。

契約者の期待、とはつまり、「顧客吸引力のあるケーブルテレビ事業」と同義語である。

ケーブルテレビ事業者が自社の営業事情で区域外再送信の同意を求めていることは自明で、法が意図する視聴者への「公共の福祉」足りえない。

②「区域外再送信は民放3局の少数局地域に対する情報格差是正」との主張

大分県では、テレビ朝日系列局の地元局OABが事業を営んでいる。

当社は九州各県の系列5局（以下「九州ブロック」という。）に対する九州ブロック番組の制作、編成に力を入れている。

以下は九州ブロックの一部又は全部、あるいは山口局や沖縄局を加えたブロック編成番組の一覧であるが、いずれにも、OABが含まれている。

当社にとってOABは、九州ブロック編成の中核をなす系列局といえる。

- (i) 「アサデス九州・山口」(月曜～木曜、10時00分～10時45分)
- (ii) 「スーパー」チャンネル九州・沖縄」(月曜～金曜、18時18分～18時30分)
- (iii) 「ドオーモ」(月曜～木曜、24時10分～25時10分)
- (iv) 「ザ・博多座」(金曜、9時55分～10時10分)
- (v) 「九州街道ものがたり」(日曜、12時00分～12時15分)
- (vi) 「るり色の砂時計」(日曜、12時15分～12時55分)

以上の当社レギュラー制作番組については、OABでも同時刻に放送している。

この他、台風などの災害特別番組、九州を拠点とする福岡ソフトバンクホークスの試合中継などの番組においても、OABとの共同制作、編成を行っている。

大分県のケーブルテレビ事業者が主張している「福岡情報のニーズ」については、こうした番組を通じての発信により、十分に「視聴者の期待」にも応えている。

このため、「情報格差の是正」を理由とした区域外再送信の同意については、当社として応じる考えがない。

以上

資料1

OABがブロックネットから離脱した場合の営業売上予測シミュレーション

(年額・消費税別)

■レギュラー

昨年度実績数字から換算

番組名	06年度実績	OAB離脱時	差額
①アサデス。九州・山口7局ネット分			
②アサデス。九州・山口6局ネット分			
③ドオーモ			
④とっっても健康らんど			
⑤九州街道ものがたり			
合計			

■単発

昨年度実績数字から換算

番組名	06年度実績	OAB離脱時	差額
①博多座特別番組(年間3本)			
②第21回中学生玄海旗柔道大会			
③朝日駅伝			
④パリーグ開幕戦 ホークスVSパファローズ			
⑤2007年フジパンCUP 第38回九州ジュニア(U-12) サッカー大会			
合計			

■レギュラー+単発

総計			
----	--	--	--

2007年 4月KBC基本編成に基づくOAB同番組表

	月	火	水	木	金	土	日	
4						日天気コンサート		4
5	4:55~	やじうまプラス1部				おやすみのキャンプ	おやすみのキャンプ	5
6		アサデス。KBC PART1				クッキングパルク	金曜一歩の事件簿	6
7		アサデス。KBC PART2				TVタックル(再)		7
8								8
9								9
10						お笑い!黄金伝説(再)		10
11		特選ドラマシリーズ				お笑い!黄金伝説(再)		11
12						お笑い!黄金伝説(再)		12
13								13
14		2時のサスペンス				土曜アンコール劇場		14
15						土曜アンコール劇場		15
16		刑事ドラマ(再)				土曜アンコール劇場	サンデースペシャル	16
17						土曜アンコール劇場		17
18		KBCニュースピア630						18
19								19
20								20
21								21
22								22
23		KBCニュース						23
24								24
25						お笑い!黄金伝説(再)	GET SPORTS	25
26		きになるオセロ	テレビショップレギュラー特	恋愛百景	ショップレジャー	お笑い!黄金伝説(再)		26
27		きになるオセロ	テレビショップレギュラー特	恋愛百景	ショップレジャー	お笑い!黄金伝説(再)		27
28		テレビ朝日系列 同番組				お笑い!黄金伝説(再)		28
		九州ブロック 同番組				お笑い!黄金伝説(再)		

平成19年4月27日

総務大臣 殿

住所 〒870- [redacted] 新川西 12

氏名 大分朝日放送株式会社

代表取締役社長 本 隆 [redacted]

福岡局の「大分県内ケーブルテレビ事業者への区域外再送信の同意」について

当社（以下「OAB」という。）は、大分のケーブルテレビ事業者4社からの求めに応じ、本年3月23日に行われた大臣裁定申請後の協議も含め、計6回の意見交換を実施した。

その間、日田市のケーブル事業者であるKCVコミュニケーションズと個別協議で解決にいたったことを思うと、事業者1社ごとにOABとの個別協議が実施されることなく大臣裁定申請に踏み切られたことは誠に遺憾と考える。

さて、福岡局の中でもとりわけ、系列局である九州朝日放送株式会社（以下「KBC」という。）の放送波が大分エリア内に再送信されることになれば、OABにとって経営的な打撃は計り知れないものとなる。

現行の番組基本編成において、KBCとOABは1週間で、全番組中の67%に当たる6,109分間、同番組の放送を行っている。特に、ゴールデン・プライムの時間帯では、基本編成は100%（6分未満のミニ番組・単発編成を除く）が同じ番組の放送である。

このことは、視聴率減少を惹起し、結果としてOABの媒体価値の低下となる。

視聴率に基づくOAB独自の算定によると、ローカルタイムで年間 [redacted] 円、スポットで [redacted] 円の合わせて [redacted] 円分のセールスチャンスが失われることになる。

KBCの大分地区再送信は同系列局であるがゆえに「競合社」となるだけでなく、KBC発ブロック番組の形骸化にもつながる。

現行1週あたり555分のKBC発のブロック番組や台風などによるブロック報道番組はその意味を失い、OABでは別編成も検討していかななくてはならない状況となる。

以上のことから、系列局であるKBCの大分地区エリアへの区域外再送信同意は、地上放送の根幹である地域免許制度の維持という意味で、電波行政上「ケーブルテレビは治外法権」を意味付け、県域放送事業者の経営を土台から揺るがしかねない事態を引き起こす危険性をはらんでいる。

行政の良識ある判断を待ちたい。

以上



315

九朝技第7953号

平成19年4月27日

総務大臣
菅義偉殿

郵便番号 810-8571

住所 福岡市中央区 1-1

氏名 九州朝日放送株式会社

代表取締役 藤村 洋

電話番号 092-721-1234

総務大臣の再送信同意裁定に関する意見書

大分ケーブルネットワーク株式会社から平成19年3月23日付で有線テレビジョン放送法（昭和47年法律第114号）第13条第3項の規定に基づき提出された総務大臣の裁定の申請に関し、同条第4項の規定により、下記の事項について、1 当社の名称及び代表者の氏名並びに住所 を記載の上、以下について意見を申し述べます。

記

- 1 当社の名称及び代表者の氏名並びに住所
- 2 有線テレビジョン放送法第13条第2項本文の同意をしない理由
- 3 本件に関する協議の経過
- 4 その他参考となる事項

1. 当社の名称及び代表者の氏名並びに住所

社名 九州朝日放送株式会社
代表者 権藤 満
住所 〒810-8571 福岡市中央区長浜 1-1-1
電話 092-721-1234

2. 有線テレビジョン放送法第 13 条第 2 項本文の同意をしない理由

当社は、現行の法制度上の県域免許に基づき、免許地域に対する放送事業を行っている。

当社の報道取材・番組制作・番組編成・営業活動等は、福岡県内の視聴者に対する情報提供を主たる目的としている。

当社が、県域放送を基本とする現行の放送制度の枠組みの中で事業を営んでいる一方、ケーブルテレビ事業者の区域外再送信を安易に容認していくことは、放送制度の整合性を損なうと考える。

当社は「県域放送」という原理原則に立って、大分ケーブルネットワーク株式会社（以下「OCN社」という。）の区域外再送信の申し入れに同意しないこととする。
理由の詳細は、以下の通り。

①「デジタル放送の再送信は、区域外再送信も含めアナログ放送からの移行」との主張

OCN社の主張

デジタル放送の再送信は、「国策としてのアナログ放送からデジタル放送への移行」に伴うもの。

当社の意見

放送事業者に与えられている免許は、アナログ放送とデジタル放送では別物。

アナログ放送の免許が与えられているからといって、即、デジタル放送の免許が与えられているわけではない。

デジタル放送の免許は、設備面、技術面などデジタル放送技術の一定要件を満たした上で与えられている。

そのために、当社をはじめ、放送事業者は、多額のデジタル設備投資を行いアナログ放送からデジタル放送への移行に取り組んでいる。

当社のデジタル投資の総額は、アナログ放送が終了する平成 23 年までに ● 億円に達する。

この数字にしてもさまざまな当社独自の創意工夫や社員・関係者の努力によって、

当初 億円を超える投資計画であったものが、ここまで圧縮できた結果である。

しかも、 億円は当社の年間の営業収益の二分の一にあたる巨額なものである。

つまり、一般的に言う「デジタル化は放送局をもう一つ作ったようなものだ」ということは、まさに、投資面からも言えることであり、漫然とアナログからデジタルへ移行しようとしている訳ではない。

また、免許要件が異なる以上、「デジタル放送の免許は新しい免許」と考えるのが妥当で、区域外再送信の同意の可否についても、アナログ放送とデジタル放送は、個別に検討する必要がある。

従って、アナログ放送の区域外再送信に対する同意が、即、デジタル放送の区域外再送信の同意とはならない。

②「再送信の継続と情報の均等化が視聴者への責務」との主張

OCN社の主張

区域外再送信についても、継続して再送信を行うことや大分市内における情報の均等化を図ることが視聴者に対する責務。

当社の意見

(ア) OCN社の「未再送信」問題

今回、デジタル放送の区域外再送信の同意を求めて大臣裁定を申請したOCN社に対し、当社は、平成16年9月1日～平成19年3月末までの間、当社アナログ放送の区域外再送信について同意している。

しかし、協議の過程で、OCN社は、当社が同意した再送信を、事前に報告もないうまま、実施していないことが明らかになった。OCN社もこれを認めた。

当社は、当該同意について、

「当社の全ての放送番組に変更を加えないで、受信と同時に再送信すること」

「放送の再送信は、常に聴視できる状態におき、故意に中断しないこと」

などを条件としており、OCN社の行為が、同意条件に違反するものであることは、明白である。

このため、当社は、OCN社に対して、当該同意を取り消し、また、平成19年4月1日以降の当社アナログ放送の区域外再送信の同意申請についても応じられない旨を伝え、OCN社も了解した。

当社アナログ放送について同意を得ていながら、故意に再送信しなかった理由について、当初、OCN社は、「同一業務エリア内（大分市）の他のケーブルテレビ事業者が福岡全局の区域外再送信をしていることもあり、営業的な事情で、九州朝日放送の再送信が不可欠だった。ただ同意を求めた時点では、再送信を決めておらず、当初から再送信していなかった」と弁明した。

その後、「同意を得た後一年間は再送信していたが、業務エリアの拡大に伴う設

備機器の更新の際に周波数帯が不足したために、九州朝日放送の再送信をとりやめた」と、弁明も二転三転した。

当社としてはOCN社が、何よりも、自らの契約者獲得のために福岡局の再送信を必要とし、また、OCNの事情によって、何の連絡もなしに再送信が中止されていたことを、重く受け止めざるを得ない。

このことは「5つの基準」にすら抵触していることは明らかである。

(イ) ブロック番組による情報の均等化

大分県では、テレビ朝日系列局の地元局大分朝日放送株式会社（以下「OAB」という。）が事業を営んでいる。

当社は九州各県の系列5局（以下「九州ブロック」という。）に対する九州ブロック番組の制作、編成に力を入れている。

以下は九州ブロックの一部又は全部、あるいは山口局や沖縄局を加えたブロック編成番組の一覧であるが、いずれにも、OABが含まれている。

当社にとってOABは、九州ブロック編成の中核をなす系列局といえる。

- (i) 「アサデス九州・山口」(月曜～木曜、10時00分～10時45分)
- (ii) 「スーパーJチャンネル九州・沖縄」(月曜～金曜、18時18分～18時30分)
- (iii) 「ドォーモ」(月曜～木曜、24時10分～25時10分)
- (iv) 「ザ・博多座」(金曜、9時55分～10時10分)
- (v) 「九州街道ものがたり」(日曜、12時00分～12時15分)
- (vi) 「るり色の砂時計」(日曜、12時15分～12時55分)

以上の当社レギュラー制作番組については、OABでも同時刻に放送している。

この他、台風などの災害特別番組、九州を拠点とする福岡ソフトバンクホークスの試合中継などの番組においても、OABとの共同制作、編成を行っている。

OCN社が主張している「福岡情報」については、こうした番組を通じての発信により、十分に「視聴者の期待」にも応えている。

このため、「情報の均等化」を理由とした区域外再送信の同意については、当社として応じる考えがない。

③当社への経営的な影響について

OCN社の主張

承諾できない最大の理由として、経営に対する影響が大きすぎるという点を主張し続けている。

当社の意見

九州ブロック番組には、レギュラー番組・単発番組がある。

結果、当社の年間のブロック番組総収入はレギュラー番組と単発番組を合わせて
円（以下、すべて消費税別。）となっている。

平成 17 年度の当社のブロック番組は、前述した同時間帯で放送している 6 つのレギュラー番組以外にも、「フジパンカップ少年サッカー」、「とっても健康らんど」、「玄海旗柔道」、「朝日駅伝」など数多くあり、大分地区ではすべて OAB が系列局として受け局となっている。

これらの番組について、当社でブロックセールスを行う場合、大分地区については、OAB の視聴率を唯一の営業データとしている。

従って、OAB の視聴率が、当社の区域外再送信を含むケーブルテレビなどの「その他視聴率」により目減りすることは、当社の営業セールス上、大きな打撃となる。

ましてや、当社の区域外再送信により、OAB が、ブロック番組そのものに対する意義を失い、ブロック番組の受け局から離脱する選択をした場合、当社の損害は計り知れない。これを、平成 18 年度のブロック番組の実績で試算すると、OAB が離脱した場合、当社は、年間で 円の売り上げを失う。

そればかりか、系列強化という大義を失うことになり、経営上、大きな影響は免れない。

尚、OAB が、当社制作のブロック番組から離脱した場合の「営業売上予測シミュレーション」については、添付の資料 1 を参照頂きたい。

④ OAB への経営的な影響と承諾について

OAB 社の主張

地元民放局の承諾がなければ同意できないとの主張の繰り返しに終始。

当社の意見

(ア) 地元の同意並びに地元及び関係者に与える影響について

当社が、「地元民放局の承諾がなければ同意できない」との主張を繰り返すといった事実はない。

当社は、九州各県の系列局と連携したブロック戦略を、報道取材・番組制作・事業・営業展開の重点課題としている。

その上で、地域文化の振興、地域経済の活性化という視点に立って、単に当社の制作番組や広告主の CM を放送するばかりではなく、それぞれの地元局が当社との共同制作の形で参画し、それぞれの放送対象地域における広告主を開拓することも尊重している。

報道的な側面では、放送事業者には公共の福祉という観点から、緊急災害情報や

有事における情報提供が求められる。

大分県においては、福岡局ではなく、大分局がその責を担うこととなる。区域外再送信による福岡局の放送の視聴が常態化した場合、地元の災害情報や有事情報の確認が遅れ、大分県民が生命的、財産的な不利益を受けることも懸念される。

また、営業的な側面では、広告主には、CM出稿の意図や狙いがある。

福岡地区に限定した形で出稿されたCMが、大分地区で放送されることは、広告主の意図や狙いに反するばかりでなく、大分県の視聴者(消費者)にも混乱を与える。

広告主にとっては、放送地域が広がればよいというものではなく、地域限定キャンペーンなどでキャンペーン対象外の地域へCMが放送され、クレーム処理が発生することのほうが問題である。

また、当社とOABで同一番組を同時刻に放送している場合、視聴者(契約者)がケーブルテレビを通じた再送信により当社の放送を視聴していれば、地元の視聴者(契約者)は当社に出稿した広告主のCMを視聴し、OABに出稿した広告主のCMは視聴者の目に触れないこととなり、広告主は実害を被ることとなる。

こうした状況が常態化すれば、福岡への一極集中が加速し、地域の文化振興や経済の活性化は、衰退していくことが懸念される。

現行の放送制度が、県域免許を基盤として成立しているのは、放送事業者がそれぞれの放送対象地域において、地域文化の振興や地域経済の活性化に果たす役割を期待したものと考える。

当社が、安易に区域外再送信を容認することは、そうした現行の放送制度の理念にも矛盾する。

(イ) OABの意見

現行の有線テレビジョン放送法では、区域外再送信について、再送信元となる発局の同意について規定されているだけで、再送信先となる地元局の承諾などは不要とされ、大臣裁定制度においても、地元局が意見を述べる機会については明文化されていない。

しかしながら、区域外再送信により、視聴率や営業収入など経営的な影響を最も受けているのは地元局である。

今回、当社の系列局であるOABの意見を添付することは、公平性を担保するうえで重要と考える。

OABの意見については、添付の「福岡局の『大分県内ケーブルテレビ事業者への区域外再送信の同意』について」を参照頂きたい。

尚、付言すると、資料2「2007年4月KBC基本編成に基づくOAB同番組表」を見てもわかるように、営業的に最も需要の大きい月～日の朝帯・昼帯・ゴールデンタイム、日曜日及び深夜帯は当社とOABは殆ど同番組編成となっている。

営業的な需要とは、テレビスポット発注に際しての広告主からの希望枠のことを指すが、当社においては、「ヨの字」ゾーン(平日の朝+昼+ゴールデンタイム+深夜及び土・日)の受注が、全体発注の■%、「コの字」ゾーン(平日の朝+ゴ

ルデンタイム+深夜及び土・日)が■%。「逆L」ゾーン(平日のゴールデンタイム+深夜及び土・日)が■%であり。この3パターンだけでも全体の■%となる。

これは全国的な傾向であるため、仮に、当社が区域外再送信に同意した場合、OABは、営業的にその発注時において系列局であるがゆえに条件的に大きな不利を背負うことになる。

3. 本件に関する協議の経過

大分県のケーブルテレビ事業者は、毎回、大分ケーブルテレコム株式会社(以下「OCT社」という。)、シーティービーメディア株式会社(以下「CTB社」という。)、ケーシービーコミュニケーションズ株式会社(以下「KCV社」という。)、株式会社ケーブルテレビ佐伯(以下「CTS社」という。)の4社が協議に出席し、OCN社と4自治体(臼杵市、豊後大野市、佐伯市、杵築市)が、随時加わった。

このうち、日田市のKCV社には、当社デジタル放送の区域外再送信について、平成19年3月26日に同意した。

第一回目 平成19年1月24日

他のケーブルテレビ事業者とはこの時までには4回の協議を重ねてきた。

OCN社とはこの日が初めての協議であったにもかかわらず、2月中旬～20日頃に、大臣裁定を申請すべく準備を進めているとの報告を受ける。

第二回目 平成19年2月19日

大分県IT推進課が、地元局と4自治体との協議を仲立ちする動きなどがあり、大臣裁定の申請を、3月9日以降に延期したとの報告。4自治体は別として、OCN社など民間(第3セクター)のケーブルテレビ事業者5社からは、大臣裁定を申請することに変わりがないとの表明があった。この回の協議で、ケーブルテレビ事業者5社から当社に対し、以下の内容が伝えられた。

- ・総務省地域放送課は、「有線テレビジョン放送法改正案」(大臣裁定関連)を審議した昭和61年第104国会・衆議院通信委員会で示された「(放送事業者が同意しない)正当な理由」の判断基準(5つの基準)に抵触しないものは、「同意」の裁定との見解を示した。
- ・この内容は、2月上旬に、日本ケーブルテレビ連盟内で“confidential”の形で伝達された。

当社としては、上記の話が事実だとすれば、総務省が、ケーブルテレビ事業者と放送事業者による「民・民の協議」を促している過程で、日本ケーブルテレビ連盟に見解を示すことは、公正さを欠き、きわめて遺憾であることをケーブルテレビ事業者5

社に伝えた。また、当社としては、協議を継続する意思があることを表明した。

第三回目 平成19年3月12日

OCT社、CTB社、CTS社、OCN社の4社が、当社をはじめ福岡県の放送事業者4社に対し、3月23日に大臣裁定を申請するとの予告を受ける。

この回の協議で、当社は、申請を予定しているOCN社が、現在、当社が同意しているアナログ放送の区域外再送信について、当社に対する報告もないまま、放送していないことを指摘。同社も、この点を認めた。

第四回目 平成19年3月26日

前回の予告通り、3月23日に大臣裁定を申請したことの報告を受ける。当社としては、今後も協議の申し入れがあれば、応じる考えを伝えた。

4. その他参考となる事項

①「大分県は、福岡県の文化圏であり視聴者の期待も大きい」との主張

大分県内においてもKCV社に対しては、生活圏・文化圏に福岡県と一体性が認められることなどから、当社は、3月26日、デジタル放送の区域外再送信に同意した。

この同意に際しては、KCV社の業務エリアに独自の受信点が設置可能であることも同意の判断の一因であった。

従って、区域外再送信については、原則、不同意との考えに変わりはないが、同意を求めるケーブルテレビ事業者の業務エリアが当社の免許区域に隣接していて、かつ、生活圏・文化圏に福岡県と一体性が認められる場合には、同意を検討することとする。

また、福岡局の番組に対する視聴者（契約者）の期待も大きい、とのケーブルテレビ事業者の主張は、論理のすり替えに過ぎない。

この場合の視聴者は契約者と解される。

契約者の期待、とはつまり、「顧客吸引力のあるケーブルテレビ事業」と同義語である。

ケーブルテレビ事業者が自社の営業事情で区域外再送信の同意を求めていることは明らかで、法が意図する視聴者への「公共の福祉」足りえない。

②有線テレビジョン放送法「大臣裁定」における判断基準について

有線テレビジョン放送法第13条第5項は、「総務大臣は、放送事業者がそのテレビ放送の再送信に関する同意をしないことにつき正当な理由がある場合を除き、当該同意すべき旨の裁定をするものとする」と定めている。

また、「正当な理由」については、同法改正案を審議した昭和61年第104国会・衆議院通信委員会で示された「5つの基準」が、その判断基準とされている。

- (i) 放送番組が放送事業者の意図に反して、一部カットして放送される場合
- (ii) 放送事業者の意図に反して、番組が異時再送信される場合
- (iii) 再送信のチャンネルが別の番組に使われて混乱を起こす場合
- (iv) ケーブルテレビ事業者としての適格性に問題がある場合（ケーブルテレビ施設が確実に設置できる見通しが無い、施設設置の資金的基礎が十分でない等）
- (v) ケーブルテレビの技術レベルに問題がある場合（送受信技術レベルが低く良質な再送信が期待できない）

この判断基準が示された昭和61年当時は、全国的にも民放3局以下の少数局地域が多く、また、ケーブルテレビ事業者の大半が経営的にも設備面でも小規模だった。

そのため、「5つの基準」は、放送事業者の意図や権利が害されることなく、視聴者に対する情報格差の是正とケーブルテレビ産業の振興を図る目的に示されたものと考えられる。

しかし、その後、20年の間に、放送事業者、ケーブルテレビ事業者それぞれが置かれている環境は大きく変わった。

ケーブルテレビ事業者は、誕生した当初の事業目的であった「難視聴地域の解消」から「多チャンネル化による都市型の事業拡大」によって、飛躍的に成長した。

ケーブルテレビ（自主放送を行う許可施設）の加入世帯数（全国）をみると、平成7年度に361万世帯（世帯普及率8.2%）だったものが、平成18年度は2,050万世帯（世帯普及率40.1%）と、この10年間だけでも約5倍に拡大した。

また、ケーブルテレビ事業の収支状況を見ると、営利を目的としたケーブルテレビ事業者の営業収益の総額（全国）は、平成6年度には224社で984億円だったものが、平成17年度は311社で3,850億円に達している。

平成14年度以降は、営業利益の全国総額も黒字に転じている。

今回、大臣裁定を申請している大分県のケーブルテレビ事業者の加入世帯数、営業売上げの推移からも、この点は明らかである。

大分ケーブルテレコム㈱
シーティービーメディア㈱
㈱ケーブルテレビ佐伯
大分ケーブルネットワーク㈱

※契約世帯数は、平成18年11月時点

平成13年度と平成17年度の営業売上げを比較すると、OCN社を除き、ほぼ倍増となっている。

その一方で、放送事業者が置かれている状況を見ると、当時郵政省の「民放の全国

4波化」が政策目標となり、平成の初めにかけて多くの民放が新たに誕生した。

平成15年12月に東京、大阪、名古屋の三大広域圏でスタートした地上デジタル放送は、昨年12月までに全国で放送を開始したが、放送事業者は、多額のデジタル設備投資を余儀なくされている。

さらに、平成23年7月24日のアナログ放送終了までに、「あまねく普及」の実現に向けて、「自助努力」によるデジタル中継局の建設整備が求められており、今後も、デジタル設備投資が膨らむなど、深刻な経営難に陥る放送事業者が増えることが懸念されている。

このように、この20年間で、「民放の全国4波化」政策による情報格差の是正とケーブルテレビ産業の経営改善は確実に進んでおり、その意味で、「大臣裁定」の判断基準とされる「5つの基準」は、すでに実態とかけ離れていると言わざるを得ない。

放送事業者としては、「5つの基準」は、区域内、区域外を問わず再送信同意を検討する際、ケーブルテレビ事業者に求められる最低限の当然な要件にすぎず、同意の判断は、その他様々な状況を総合的に判断する必要があると考える。

③著作権法の議論について

平成19年3月8日参議院予算委員会で行われた白 眞勲議員と伊吹 文明文部科学大臣の質疑応答は、以下の通り。

(白 議員)

「ケーブルテレビ会社がですね、放送局の制作した番組を勝手に流した場合というのは、著作権法違反と言うことになるのでしょうか。」

(伊吹大臣)

「先生ご承知のように、著作権法の99条というのがございまして、ここには、放送事業者は、その放送を受信してこれを再放送し、又は有線放送する権利を専有する、とございます。従って、ケーブルテレビ局がですね、放送事業者の専有をしている権利を対価を払わずに、優すということは、これは、明らかに、法律違反だと思えます。」

著作権法第99条にある「放送事業者は、その放送を受信してこれを再放送し、又は有線放送する権利を専有する」との規定により、再送信の際の著作隣接権が放送事業者にあることは明らかである。

従って、ケーブルテレビ事業者が再送信するに際して、著作隣接権を有する放送事業者からの許諾がなければ、それが違法状態であることは明らかである。

従って、区域外再送信については、著作権法上の許諾、という面からも当社の主張は補完される。

以上

資料1

OABがブロックネットから離脱した場合の営業売上予測シミュレーション

(年額・消費税別)

■レギュラー

昨年度実績数字から換算

番組名	06年度実績	OAB離脱時	差額
①アサデス。九州・山口7局ネット分			
②アサデス。九州・山口6局ネット分			
③ドオーモ			
④とっっても健康らんど			
⑤九州街道ものがたり			
合計			

■単発

昨年度実績数字から換算

番組名	06年度実績	OAB離脱時	差額
①博多座特別番組(年間3本)			
②第21回中学生玄海旗柔道大会			
③朝日駅伝			
④バリーグ開幕戦 ホークスVSバファローズ			
⑤2007年フジパンCUP 第38回九州ジュニア(U-12) サッカー大会			
合計			

■レギュラー+単発

総計			
----	--	--	--

2007年 4月KBC基本編成に基づくOAB同番組表

	月	火	水	木	金	土	日	
4								4
5	4:55~							5
6								6
7								7
8								8
9								9
10								10
11								11
12								12
13								13
14								14
15								15
16								16
17								17
18								18
19								19
20								20
21								21
22								22
23								23
24								24
25								25
26								26
27								27
28								28

平成 19 年 4 月 27 日

総務大臣 殿

住所 〒870- [redacted] 新川西 12

氏名 大分朝日放送 [redacted] 社

代表取締役 [redacted] 本 隆

福岡局の「大分県内ケーブルテレビ事業者への区域外再送信の同意」について

当社（以下「OAB」という。）は、大分のケーブルテレビ事業者 4 社からの求めに応じ、本年 3 月 23 日に行われた大臣裁定申請後の協議も含め、計 6 回の意見交換を実施した。

その間、日田市のケーブル事業者である K C V コミュニケーションズと個別協議で解決にいたったことを思うと、事業者 1 社ごとに O A B との個別協議が実施されることなく大臣裁定申請に踏み切られたことは誠に遺憾と考える。

さて、福岡局の中でもとりわけ、系列局である九州朝日放送株式会社(以下「K B C」という。)の放送波が大分エリア内に再送信されることになれば、O A B にとって経営的な打撃は計り知れないものとなる。

現行の番組基本編成において、K B C と O A B は 1 週間で、全番組中の 67% に当る 6,109 分間、同番組の放送を行っている。特に、ゴールデン・プライムの時間帯では、基本編成は 100% (6 分未満のミニ番組・単発編成を除く) が同じ番組の放送である。

このことは、視聴率減少を惹起し、結果として O A B の媒体価値の低下となる。

視聴率に基づく O A B 独自の算定によると、ローカルタイムで年間 [redacted] 円、スポットで [redacted] 円の合わせて [redacted] 円分のセールスチャンスが失われることになる。

K B C の大分地区再送信は同系列局であるがゆえに「競合社」となるだけでなく、K B C 発ブロック番組の形骸化にもつながる。

現行 1 週あたり 555 分の K B C 発のブロック番組や台風などによるブロック報道番組はその意味を失い、O A B では別編成も検討していかななくてはならない状況となる。

以上のことから、系列局である K B C の大分地区エリアへの区域外再送信同意は、地上放送の根幹である地域免許制度の維持という意味で、電波行政上「ケーブルテレビは治外法権」を意味付け、県域放送事業者の経営を土台から揺るがしかねない事態を引き起こす危険性をはらんでいる。

行政の良識ある判断を待ちたい。

以上